ききょうヘルパーステーション運営規程

（訪問介護・第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス））

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人桔梗会が設置するききょうヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における指定第１号訪問事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態又は要支援状態等の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。又、第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）においては、要支援状態等の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

２　利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

３　指定訪問介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。又、第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

４　市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

５　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

（事業の運営）

第３条　事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第４条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　ききょうヘルパーステーション

（２）所在地　群馬県沼田市岡谷町６８７番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条　事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（サービス提供責任者と兼務）

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

（２）サービス提供責任者　２名以上

・訪問介護計画又は訪問型サービス個別計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

（３）訪問介護員　１０名以上

訪問介護員は、訪問介護計画又は訪問型サービス個別計画に基づき事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第６条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日　年中無休　ただし、１２月３１日から１月３日までを除く。

（２）営業時間　８時３０分から１７時３０分までとする。

（３）サービス提供時間　８時３０分から１７時３０分までとする。

（４）上記の営業日、営業時間、サービス提供時間のほか、電話等により２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護の内容）

第７条　事業所で行う指定訪問介護の内容は次のとおりとする。

（１）訪問介護計画の作成

（２）身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

（３）生活援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事

（４）通院等のための乗車又は降車の介助に関する内容

（第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の内容）

第８条　指定予防訪問事業の内容は次のとおりとする。

（１）訪問型サービス個別計画の作成

（２）身体介護に関する内容

①排泄・食事介助

②清拭・入浴・身体整容

③体位変換

④移動・移乗介助、外出介助

⑤その他の必要な身体の介護

（３）生活援助に関する内容

①調理

②衣類の洗濯、補修

③住居の掃除、整理整頓

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な家事

（４）サービス提供区分

①介護予防訪問サービス費（Ⅰ）…１週に１回程度

②介護予防訪問サービス費（Ⅱ）…１週に２回程度

③介護予防訪問サービス費（Ⅲ）…１週に２回を超える場合

（利用料等）

第９条　指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第１９号）によるものとする。

２　第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、沼田市が定める基準によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

３　次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

沼田市外から１キロメートル毎に３０円

４　前３項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。

５　事業の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

６　法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した事業の内

容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

（通常の事業の実施地域）

第１０条　通常の事業の実施地域は、沼田市の区域とする。

（衛生管理等）

第１１条　事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２　事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　従業者は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

３　事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

４　事業所は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第１３条　事業所は、事業の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

２　事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　事業所は、提供した指定予防訪問事業に関し、介護保険法第 115 条の 45 の７の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

４　事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又

は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１４条　事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１５条　事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束に関する事項）

第１６条　事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１７条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１８条　事業所は、従業者の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　事業所は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する事業の提供をさせないものとする。

５　事業者は、居宅サービス計画又は訪問型サービス個別計画の作成又は変更に関し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員等又は居宅要介護被保険者等に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行わないものとする。

６　事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

７　事業所は、事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

８　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人桔梗会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、平成 12 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 14 年 10 月１日から施行する。
この規程は、平成 15 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 19 年 10 月１日から施行する。
この規程は、平成 20 年 10 月１日から施行する。
この規程は、平成 21 年２月１日から施行する。
この規程は、平成 21 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 24 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 25 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 26 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 27 年８月１日から施行する。
この規程は、平成 29 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 30 年４月１日から施行する。
この規程は、平成 30 年８月１日から施行する。
この規程は、令和元年 10 月１日から施行する。
この規程は、令和３年４月１日から施行する。
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。
この規程は、令和６年４月１日から施行する。
この規程は、令和６年６月１日から施行する。

ききょうヘルパーステーション

利　用　料　金　表

１　居宅介護サービス費（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

区分	区分	項　　目	金　　額
基本	身体介護が中心である場合	所要時間が20分未満の場合	１６３円
		所要時間が20分以上30分未満の場合	２４４円
		所要時間30分以上1時間未満の場合	３８７円
		所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	５６７円
		所要時間1時間30分以上の場合は、30分増す毎に567円に82円を加算	―――
	生活援助が中心である場合	所要時間20分以上45分未満の場合	１７９円
		所要時間45分以上の場合	２２０円
加算	訪問介護員２人体制	居宅介護サービス費基本部分に対して１００％	
	特定事業所加算Ⅱ	居宅介護サービス費基本部分に対して１０％	
	緊急時訪問介護加算	１００円／回	
	初回加算	２００円／月	
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	本サービスの介護報酬総単位数の２４．５％（区分支給限度額の範囲外で加算となります。）	

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

２　その他の費用

料金の種類	金　　額
通常の事業地域を越えて行う訪問介護サービスの交通費	１キロメートルごと　　３０円／㎞
予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合	前日までに申し出があった場合　　無　料 前日までに申し出がなかった場合　　通常の利用料金相当額

令和　６年　６月　１日改正

ききょうヘルパーステーション利用料金表

（１）第１号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助
（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）

サービス名称	サービスの内容	基本利用料 （１月あたり）	**利用者負担**
訪問型サービスⅠ （１月につき）	週１回程度のサービス が必要とされた場合 （事業対象者・要支援１・２）	１１，７６０円	**１，１７６円**
訪問型サービスⅡ （１月につき）	週２回程度のサービス が必要とされた場合 （要支援１・２）	２３，４９０円	**２，３４９円**
訪問型サービスⅢ （１月につき）	週２回を超える程度の サービスが必要とされた場合 （要支援２）	３７，２７０円	**３，７２７円**

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める介護予防訪問介護の金額に相当する金額であり、介護予防訪問介護の金額が改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】（介護保険負担割合証に１割と記載されている場合）
以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	**利用者負担**
初回加算	新規に個別サービス計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回にサービスを提供した場合等	２，０００円	**２００円**
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	当該加算の算定要件を満たす場合 （区分支給限度額の算定対象外）	本サービスの介護報酬単位数の２４．５％	

※なお、介護保険負担割合証に２割又は３割と記載されている場合は、総単位数に割合を乗じた額です。

【その他の費用】

料金の種類	金　　額
通常の事業地域を越えて行う第１号訪問事業サービスの交通費	１キロメートルごと　　３０円／km

令和　６年　６月　１日　変更